

子育て支援策の現状と展望

東洋大学社会学部 教授 伊奈川 秀和 氏

1. 子育て支援の法体系

(1) 基本法

子育て支援は、法律制度が入組んでいて、1本の法律になってない。

障がい者だと障害者基本法に集約されて、福祉、雇用、教育、交通などいろんなところに展開をしている。

子育ては、少子化社会対策基本法。

(2) 給付法

・子ども・子育て支援法であり、お金全体の包括。児童手当法も支援法の一部。

(3) 福祉各法

少子高齢社会に関する基本法

少子化社会対策基本法は、少子化対策ではなく少子化社会対策である。

2. 少子化対策の経緯

・社会的要因：低成長、非正規雇用、長時間労働、教育費、住宅費

・文化的要因：晩婚化、非婚化、男女別役割分業



・少子化対策：子ども・子育て支援、ワークライフバランス、住宅政策、雇用政策、国土政策、都市政策、税制、教育施策

「どれだけの子どもが生まれてくるのか」、「寿命」、「医療」、「社会保障」、「外国人をどう考えるのか」、「地域間移動」、「活性化」。2025年問題は、その先にある。

平成27年出生率1.46、出生率はなぜ下がる。

将来推計人口において想定されている日本の将来像と、実際の国民の希望とは大きくかい離している。このかい離を生み出している要因としては、雇用の安定性や継続性、仕事と生活の調和の度合い、育児不安などが指摘されており、出産・子育てと働き方をめぐる問題に起因するところが大きい。

生涯未婚率23.6%×夫婦の出生児数1.69人＝合計特殊出生率1.29

9割以上が結婚を希望×夫婦の希望子ども数2人以上＝合計特殊出生率1.75

○かい離を生み出している要因

結婚：経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通し、安定性

出産：子育てしながら就業継続できる見通し、仕事と生活の調和の確保度合い

特に第二子以降：夫婦間の家事・育児の分担度合い、育児不安の度合い

○諸外国の合計特殊出生率の推移

人口はフランスがドイツを抜く。アジアは韓国、シンガポールが低い、低い中にも差がある。日本の施策は、フランス施策になっているのではないか。

○フランスの家族政策の柱

①家族給付（現金）

②サービス給付（保育、現物等）

③税制

④住宅・貧困・障害等の各種連帶給付

⑤子育て期間に係る年金の優遇制度（子育てすると年金に加算をする）

○児童手当は

20世紀初頭に事業主は福利厚生で子だくさんの従業員に手当を出してあげたいと考えた。しかし、一企業では負担が大きく負担を複数の企業でまかなったのが最初である。

○教会の存在

赤ちゃんポストは、日本だけではなく、ヨーロッパでは中世の時代から存在していた。教会が受け皿になっていた。昔からの取り組みはそれぞれあった。フランスのブルゴーニュでは教会の施設があって障がい者や子連れの女性とかがいた。

○子ども施策は最初、それぞれのニーズに応じたものではなかった。それが、育児とか障害とか、ひとつひとつ分かれてきた。

子ども施策は、言葉一つとってもコンセンサスが得にくい。人口政策より少子化対策が一般的な呼び方である。家族と家庭は同じではない。人口政策は、家族政策とは使わない。それぞれの選択に沿って子育てをしていく。

過剰人口論と過小人口論

1918年米騒動 過剰人口論

1937年日中戦争 過小人口論

1945年終戦 過剰人口論

1989年1.57ショック 少子化問題の顕在化

1994年エンゼルプラン

1999年新エンゼルプラン

子ども子育ては交差点のような分野である。

○子ども子育て支援法に至るまで

①保育固有の改革の流れ（待機児童問題など）

②幼児教育をどう考えるのか

平成 18 年に教育基本法の改正

③幼保一元化（認定こども園）

○諸外国の教訓

1. フランス

・暗黙の合意による国家家族主義による取組のフランス

1990 年代以降家族手当に加え、保育サービスの充実。社会保障以外に税制、鉄道運賃等の広範な施策。

2. スウェーデン

・政府の意識的政策

高い女性の就業率を支えるワークライフバランス。サンボのような婚姻制度。出生率の政策に対する高い感応度

3. シンガポール

・深刻な少子化とし危機的な移民受け入れ

4. カナダ

・選択移民の実態

日本はフランス、スウェーデンがモデルになっている

3. 子ども・子育て支援制度の概要

認定こども園 4000 施設

幼稚園型（幼稚園がベース）

保育所型（児童福祉施設）

地方裁量型（無認可施設、独自に作っている施設、財源保障なかった）

幼保連携型

幼稚園（利用者と幼稚園との契約）

保育所（市町村と利用者との契約、保育所を選択できる。）

私立保育園は従来通り

認定保育園、幼稚園（利用者と施設との契約。市町村も関与した公的契約）

○日本の今の現状

「人口減少で定員割れが起り得る」一方で「都市部の待機」という問題がある。

認定こども園

20人以上が保育所。社会福祉法の関係で20人。19人以下は小規模で定員割れにも対応できる。

○介護、高齢者 地域包括ケア

子ども、障がい者関係も地域

計画法 PDCA を回す。介護、介護保険事業計画5年間を見据えて3年で変更する。

地域型保育事業

地域支援事業

地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

②地域子育て支援拠点事業

③妊婦健康診査

④乳児家庭全戸訪問事業

⑤要支援訪問事業

⑥子育て短期支援事業

⑦子育て援助支援事業

⑧一時預かり事業

⑨延長保育事業

⑩病児保育事業

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

4. 近年の子育て支援施策の動向

一億総活躍社会の流れがあり、保育の受け皿を50万人まで引き上げる。日本がヨーロッパ並みに働いたらどうなるのか。これが上限になるのではないか。待機児童だけではなく、養護児童、障害児も含めて考えないといけない。

出席率を阻む要因

第一子：仕事家庭の調和の欠如

第二子：第一子の育児への父親の参加度

第三子：養育費・教育費などの経済的負担

子どもの権利条約

子どもの利益第一

ニーズに応じていくのが今の福祉の大前提であり、新制度では親目線から子ども目線に変わった。

自治体として、子どもが行きたければ行けるようにまで権限が持っているのか。法律の体系から言えば認定保育園でカバー。認定こども園は、子育てを支援すること。

事業所内保育所

今年度から内閣府の外郭団体に移ったので、市はタッチしない。地域保育と言われるが、市として管理できない。事業主拠出金が引き上げられて、企業の取り組みにも廻っていくようになった。

5. まとめ

パリの標語

「たゆたえど沈まず」

揺れ動くけど前に進める。

子育て支援は、標語のように進んでいるのではないか。

以上